

滋賀県警察関係事務手数料条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表第1～別表第5 省略		別表第1～別表第5 省略	
別表第6（第2条関係）		別表第6（第2条関係）	
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料		銃砲刀剣類所持等取締法に基づく警察関係事務手数料	
区分	金額	区分	金額
(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲または刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の手数料		(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下この表において「法」という。）第4条第1項の規定に基づく銃砲等または刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 法第4条第1項第1号の規定による猟銃または空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく許可の申請に係る審査	6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）	ア 法第4条第1項第1号の規定による猟銃または空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の申請に係る審査	6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）
(新設)		イ 法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査	6,800円（当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあっては、4,300円）
イ その他の者に対する許可の申請に係る審査	10,500円（当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、6,700円）	ウ その他の者に対する許可の申請に係る審査	10,500円（当該申請を行う者が同時に他の法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、6,700円）

(2) 省略		(2) 省略	
(3) 法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃および空気銃の取扱いに関する講習会の受講料 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃または空気銃を所持している者ならびに法第5条の2第3項第2号および第3号に掲げる者に対する講習会 イ 省略	3,000 円	(3) 法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃および空気銃の取扱いに関する講習会の受講料 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃または空気銃を所持している者および法第5条の2第3項第2号または第3号に掲げる者に対する講習会 イ 省略	3,000 円
(新設)		(3)の2 法第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の受講料 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 イ その他の者に対する講習会	3,000 円 6,900 円
(4)・(5) 省略		(4)・(5) 省略	
(6) 法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲または刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の手数料	3,900 円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、1,800 円)	(6) 法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等または刀剣類の所持の許可の申請に対する審査の手数料	3,900 円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、1,800 円)
(7)・(8) 省略		(7)・(8) 省略	
(9) 法第7条の3第2項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定による猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に対する審査の手数料 ア 新たな許可証の交付を伴う場合	7,200 円(当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく	(9) 法第7条の3第2項の規定に基づく法第4条第1項第1号の規定による猟銃もしくは空気銃またはクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査の手数料 ア 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づく	7,200 円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃または空気

許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,800円)

(新設)

イ 新たな許可証の交付を伴わない場合

6,800円(当該申請を行う者が同時に他の法第7条の3第1項の規定に基づく許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規

銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査

イ 新たな許可証の交付を伴う法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査

ウ 新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査

銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,800円)

7,200円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,800円)

6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃または空気銃の所

<p>(新設)</p>	<p>定に基づく許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円)</p>	<p>エ <u>新たな許可証の交付を伴わない法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査</u></p>	<p>持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づく<u>猟銃または空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円)</u> <u>6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査および当該申請を行う者が同時に法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,400円)</u></p>
<p>(10)～(15) 省略</p>		<p>(10)～(15) 省略</p>	
<p>(新設)</p>		<p>(16) <u>法第9条の16第1項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査の手数料</u></p>	<p><u>9,300円(当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあっては、5,600円)</u></p>
<p>注 省略</p>		<p>注 省略</p>	
<p>別表第7以下 省略</p>		<p>別表第7以下 省略</p>	